

第 1 回 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議

会 議 録 (要 旨)

日 時：平成 26 年 6 月 30 日（月）午後 6 時 30 分～8 時 30 分

会 場：市役所 7 階 701 会議室

出席委員：秋月委員・石田委員・伊藤委員・稲垣悟委員・上埜委員・唐澤委員・川田委員・
阪上委員・栄田委員・坂上委員・白岩委員・鈴木委員・千秋委員・
高橋恒治委員・高橋長司委員・高濱委員・田中委員・中田委員・中堂委員・
信木委員・本郷委員・真野委員・山下委員・吉本委員

1．開会

(1) 委嘱状の交付

(2) 藤原市長あいさつ(概要)

今回市民会議を開催するにあたり、無作為抽出という形で皆さんにお声掛けさせていただいたのは、これまで行政に深く関わってこられたというわけではない方々が市政についてどういった考えをお持ちか、また伊丹市における自治のあり方をどう思っておられるかをお聞きしたいという思いからである。

伊丹市まちづくり基本条例は伊丹市の住民自治の形を定める条例である。これから地域の自治がますます重要になる時代になるので、皆さん方に意見を出していただいて制度を作り、それを踏まえて市政を運営したいと願っている。

お忙しい中、市民会議に出ていただくにあたり感謝を申し上げたい。

(3) 委員自己紹介

(4) 事務局自己紹介

(5) 市民会議の運営方法と検討スケジュールについて

【資料 1 に基づき、事務局より説明】

【質疑】

第 1 回のテーマは議会ということだが、毎回テーマがでるのか。道路のことなどについて意見を言いたい場合、市道なら市の管轄だが、県道なら県の管轄になる。こういったことの実効性はどうなるのか。

回答→この条例は県道や市道について道路行政の中身を具体的に定めるものではなく、限られた時間における議論でもあるので、皆さんが日頃感じておられる考えや意見を、市の施策に反映する仕組みをどう作っていくかという視点で議論していただければと思う。道路の例でいうと、どんな仕組みを使えば、

あるいはどこに伝えれば、市に意見が届くかという方向でお話していただければと思う。

最終的には、必要があればこの条例を直すということか。今年は市民会議で意見を聞き、来年は専門的に議論をし、条例改正は3年後か。それで問題はないのか。

回答→条例改正まで丸2年かけて検討する予定。これまで大きな条例改正をしていないことから、緊急性という点では問題はないと考える。

2. 事務局より説明及び議論

(1) 市民会議の進め方について

司会の選出について

司会は、事務局説明やグループ討議につなぐなど、全体的な進行を行う。

秋月委員、上埜委員、吉本委員で調整しながらお願いする。

次回は吉本委員が出席可能であればお願いし、欠席の場合は事務局で行う。

会議録(概要)の作成について

案はまちづくり推進課で行い、署名を出席委員のうち、名簿順に行う。

今回は、秋月委員と石田委員にお願いする。

会議録は市のホームページにおいて公開する。

傍聴の取り扱いについて

次回より傍聴者を募集する。

傍聴者は広報伊丹・市のホームページを通じて募る。

(2) 自治基本条例について

【資料2に基づき、事務局より説明】

(3) 伊丹市まちづくり基本条例について

【資料3に基づき、事務局より説明】

(4) 次回会議の検討事項について(議会・議員に関することについて)

【資料4に基づき、事務局より説明】

【質疑】

伊丹市議会の議員の数は何人か。

回答→現在28名。市議会の情報は市議会のホームページがあるので、見ていただければ参考になるのではと思う。

はじめの検討テーマに議会・議員を選んだわけは。

回答→議会で現在議会基本条例を検討されている。近々議会基本条例の条例案がまとめられ、議会で検討することになるので、まちづくり基本条例に議会の条項を盛り込んだ改正案も同時に議案として提出した方がいいと考えている。そのた

め、この市民会議の意見をできるだけ早く議会に提供した方が、議会の議論に反映しやすいのではないかと思います、テーマとさせていただいた。

明石では、自治基本条例に議員の政策立案能力の向上に関する規定を盛り込んだことによって、議員からの政策提案があったのか。また、岸和田や三田はこのような規定を作ったことにより、どう変わったのか。

回答→明石で議員提案の条例というのは、把握する限りでは聞いていない。

岸和田については、市民への説明責任を果たす部分で、説明会の実施という形で実践していかれていると聞いている。

三田は条例自体ができたばかりなので、今後具現的に動いていくと思う。

具体的なことは議会基本条例に書かれていることが多い。

条例を作る場合の考え方には二通りあり、これまでやってきたことを永続的に行うために条例を作る場合と、これから新たにやっていくことを条例に位置づけて義務を課す場合がある。

この会議の結論を最終的に市議会に提案することになるが、委員が議会を傍聴することができるか。

回答→議会の傍聴の制度はある。もし条例を改正することとなれば、市民会議の委員さんはぜひとも傍聴していただきたいと思っている。

この会議に議員が出られることはあるのか。また、これまで2回の過去の見直しで見直しされた項目や削除された項目はどんなものか。

回答→基本的には市民で構成される会議である。次回は議会の条項を検討するため、グループ討議や説明の際に議員さんに入っていただきたいというご要望があれば、お願いすることはできると思う。

過去2回の見直しでは、条例を削除したり追加したりはしていない。条例に位置づけているそれぞれの制度について、運用面の改善を行った。

市民会議としては、次回会議には事務局が情報提供を行い、委員のみで議論することとした。

3. 閉会

今後の予定の案内

第2回 平成26年7月26日(土) 13:00～

伊丹市防災センター

第3回 平成26年8月24日(日) 18:30～

いたみホール

(それぞれ後日通知。通知後、欠席の場合は連絡をお願いする)

以上の通り、第 1 回伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議
会議録として確認します。

（以下、署名 2 名）